



発行 東京都

目次

○指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る指定等に関する規則の一部を改正する規則……（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）……一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（五件）……（環境局環境改善部化学物質対策課）……一

○河川区域の変更による廃川敷地等……（建設局河川部指導調整課）……六

公 告

○東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……（環境局都市地球環境部環境都市づくり課）……七

○争議行為の予告（六件）……（産業労働局雇用就業部労働環境課）……七

○東京都教育委員会表彰規程に基づく表彰……（東京都教育委員会）……九

規 則

○東京都指定排水設備工事事業者の指定……（下水道局）……二

護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十六年三月十三日
東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第十三号

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る指定等に関する規則（平成十一年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第七十条の三の規定による指定の変更の申請
第三条第一項中「第二条第一項第一号、第二号及び第六号から第九号まで」を「前条第一項第一号から第三号まで、第七号から第九号まで及び第十一号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号及び第五号」を「同項第五号、第六号及び第十号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第三百号

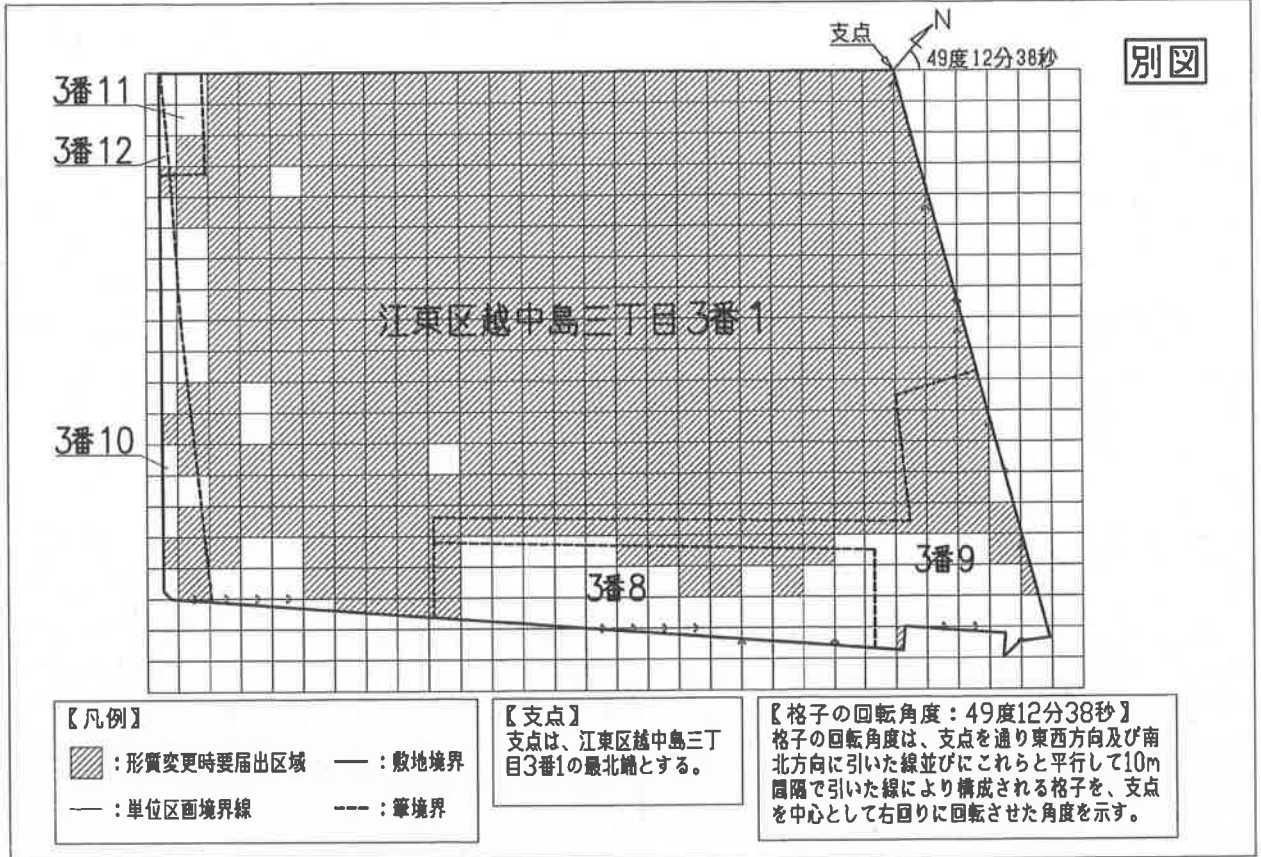
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十六年三月十三日
東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区越中島三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物



●東京都告示第三百一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十三日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区新宿三
 丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
 九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 鉛及びその化合物

東京都公報

発行 東京都

目次

規 則

○警視庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則：（総務局人事部制度企画課）…二

○東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則：（建設局公園緑地部公園課）…二

告 示

○平成四年東京都告示第七百六十一号（東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部改正：（総務局人事部職員支援課）…二

○平成四年東京都告示第七百六十二号（平成十七年四月一日改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定による平成十七年三月三十一日以前に発生した公務災害に係る年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部改正：（同）…二

○平成四年東京都告示第七百六十三号（平成十七年四月一日改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例並びに廃止前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に基づき、平成十七年三月三十一日以前に発生した公務災害に係る遺族補償年金、障害補償年金、障

害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率）の一部改正：（同）…三

○特定計量器定期検査の実施（六件）…五

○（生活文化局計量検定所検査課）…五

○都市計画事業の認可：（都市整備局都市基盤部街路計画課）…六

○（都市整備局都市基盤部街路計画課）…六

○平成十五年東京都告示第九百六十七号（東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定）の一部改正：（都市整備局市街地建築部建築企画課）…七

○（都市整備局市街地建築部建築企画課）…七

○都営住宅の使用料の変更：（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）…三

○（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）…三

○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更：（同）…四

○（同）…四

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除：（環境局環境改善部化学物質対策課）…五

○（環境局環境改善部化学物質対策課）…五

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除：（同）…七

○（同）…七

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）：（同）…九

○（同）…九

○都立公園の位置、区域及び面積の変更：（建設局公園緑地部公園課）…三

○（建設局公園緑地部公園課）…三

○東京港湾湾計画の変更の概要：（港湾局港湾整備部計画課）…七

○（港湾局港湾整備部計画課）…七

告 示（教）

○平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号（都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部改正：（同）…六

○平成十九年東京都教育委員会告示第九号（都立学

校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二項第二号並びに都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害等補償に関する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率）の一部改正：（同）…六

規 則（公）

○警視庁組織規則の一部を改正する規則：（同）…三〇

○（海区漁調）…三〇

○東京海区におけるそでいか漁業の制限：（同）…三三

○（同）…三三

○東京水道局財務規程の一部を改正する規程：（同）…三〇

○（同）…三〇

○東京水道局支出事務委託に関する規程：（同）…四〇

○（同）…四〇

告 示（水）

○昭和六十一年東京都水道局告示第六号（東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置）の一部改正：（同）…四三

○（同）…四三

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出：（産業労働局商工部地域産業振興課）…四四

○（産業労働局商工部地域産業振興課）…四四

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要：（同）…四四

○（同）…四四

○肥料検査成績の公表：（産業労働局農林水産部家畜保健衛生所）…四四

○（産業労働局農林水産部家畜保健衛生所）…四四

○放置車両確認機関の主たる事務所の所在地の変更（二十件）：（警視庁）…四四

○（警視庁）…四四

○放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地の変更（九件）：（同）…四五

○（同）…四五

○「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正：（東京都人事委員会）…五五

○（東京都人事委員会）…五五

雑 報

種類	構造	造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	西大久保アパート (2号棟)		新宿区大久保3-13	32.6	1	26,700
改良	高層耐火	西大久保アパート (5号棟)		新宿区大久保3-9	43.9	1	38,200
改良	高層耐火	白鷺東アパート (18号棟)		墨田区堤通2-10	63.4	1	45,900
改良	中層耐火	豊洲四丁目アパート (3号棟)		江東区豊洲4-3	36.2	1	28,600
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート (12号棟)		江東区南砂3-11	32.6	1	25,400
改良	中層耐火	亀戸七丁目アパート (2号棟)		江東区亀戸7-56	33.4	1	26,400
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート (8号棟)		江東区東砂7-13	32.6	1	25,900
改良	中層耐火	西糀谷二丁目アパート (1号棟)		大田区西糀谷2-23	36.4	1	29,100
改良	中層耐火	西果鴨二丁目アパート (23-2号棟)		豊島区西果鴨2-23	36.4	1	29,000
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート (1号棟)		荒川区荒川7-8	40.6	1	29,600
改良	中層耐火	成増一丁目アパート (2号棟)		板橋区成増1-3	42.3	1	33,200
改良	中層耐火	田柄二丁目アパート (1号棟)		綾馬区田柄2-43	53.9	1	41,600
改良	中層耐火	平井一丁目アパート (2号棟)		江戸川区平井3-4	32.6	1	23,900
再開発	高層耐火	南千住八丁目第2アパート (7号棟)		荒川区南千住8-12	52.9	1	41,800

●東京都告示第八百四十六号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第三百号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年五月三十日

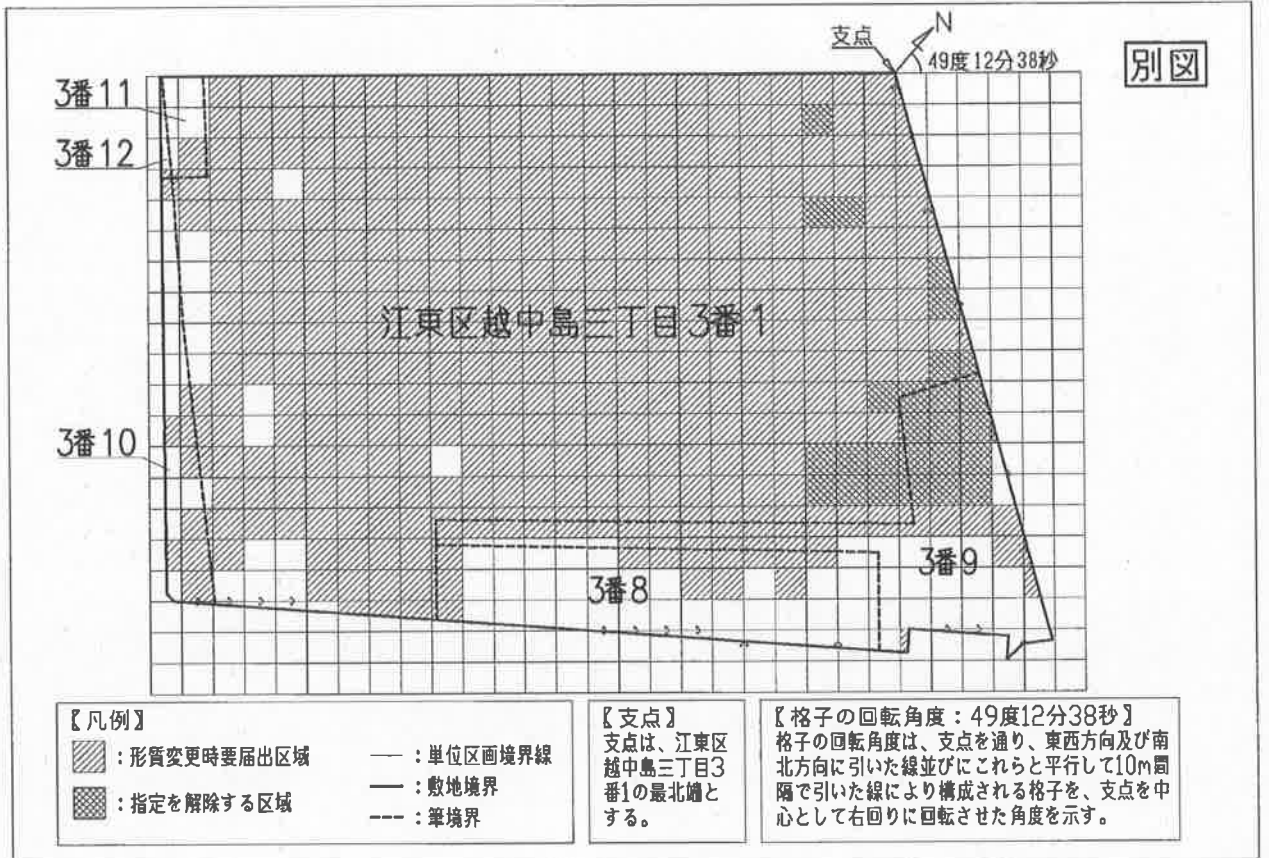
東京都知事 舛添要一

一 指定を解除する区域 別図のとおり (江東区越中島三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染状況調査の実施



●東京都告示第八百四十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十三年東京都告示第八十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同條第五項において準用する同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年五月三十日

東京都知事 舛添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字滝田谷津地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



発行 東京都

目次

告示
○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件).....(環境局環境改善部化学物質対策課).....一

規程(水)
○東京都水道局文書管理規程の一部を改正する規程.....三

告示(水)
○昭和六十一年東京都水道局告示第六号(東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置)の一部改正.....三

公告
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請.....三
.....(生活文化局都民生活部地域活動推進課).....三

○特定非営利活動法人の設立の認証申請.....四
.....(同).....四

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要.....五
.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....五

告示

●東京都告示第二十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第三百三十

一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年一月九日

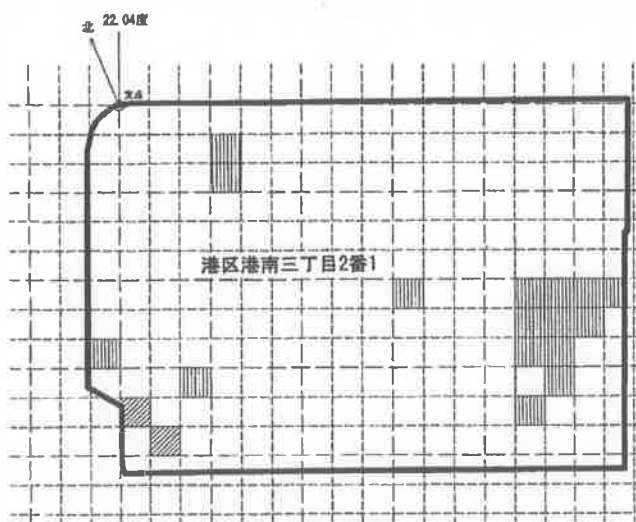
東京都知事 舛添要一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区港南三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



【支点】
支点は、港区港南三丁目2番1の最北端とする。

【格子の回転角度】22.04度
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
■ 敷地境界(筆境界)
■ 単位区画
■ 指定を解除する区域
■ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第二十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第三百号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

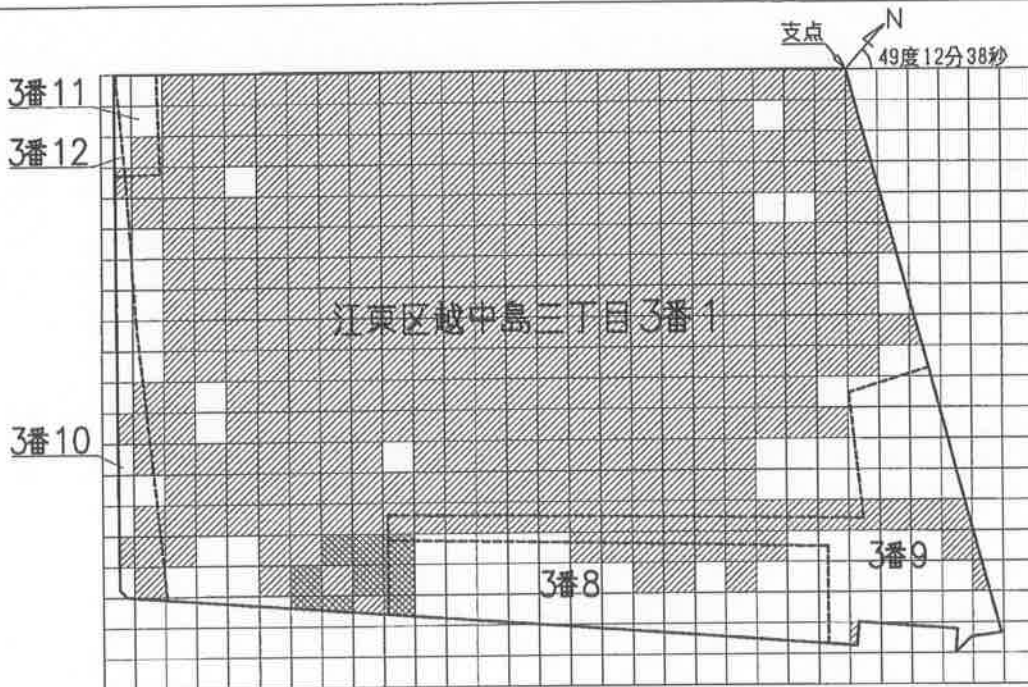
平成二十七年一月九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区越中島三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにベンゼン
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染状況調査の実施

別図



【凡例】

- ▨ : 指定を解除する区域
- ▧ : 形質変更時要届出区域
- : 単位区画境界線
- : 敷地境界
- : 筆境界

【支店】

支店は、江東区越中島三丁目3番1の最北端とする。

【格子の回転角度：49度12分38秒】

格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。